

北部大阪都市計画事業佐井寺西土地区画整理事業施行規程を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 土地区画整理事業（第4条—第7条）
- 第3章 土地区画整理審議会（第8条—第15条）
- 第4章 基準地積の決定等（第16条—第18条）
- 第5章 清算（第19条—第21条）
- 第6章 雑則（第22条—第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項の規定に基づき本市が吹田市佐井寺西地区において施行する土地区画整理事業の施行規程を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（事業の施行地区に含まれる地域）

第3条 第1条に規定する「吹田市佐井寺西地区」とは、吹田市佐井寺2丁目及び4丁目、千里山高塚、千里山月が丘、千里山西6丁目、千里山松が丘並びに佐竹台1丁目の各一部をいう。

第2章 土地区画整理事業

（事業の名称）

第4条 土地区画整理事業の名称は、北部大阪都市計画事業佐井寺西土地区画整理事業とする。

（事業の範囲）

第5条 土地区画整理事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する事業とする。

（主たる事務所の所在地）

第6条 土地区画整理事業を行う主たる事務所の所在地は、吹田市泉町1丁目3番40号とする。

（費用の負担）

第7条 土地区画整理事業に要する費用は、国庫補助金その他の収入金を除き、その全額を本市が

負担する。

第3章 土地区画整理審議会

(土地区画整理審議会の名称)

第8条 法第56条第1項の規定により置かれる土地区画整理審議会の名称は、北部大阪都市計画事業佐井寺西土地区画整理審議会とする。

(委員の定数等)

第9条 北部大阪都市計画事業佐井寺西土地区画整理審議会(以下「審議会」という。)の委員(以下「委員」という。)の定数は、10人とし、そのうち2人は、土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから市長が選任する委員とする。

2 選挙により就任する委員は、その候補者のうちから選挙する。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、5年とする。

(予備委員)

第11条 審議会に、宅地の所有者から選挙される委員(以下「所有者委員」という。)及び宅地の借地権者から選挙される委員(以下「借地権者委員」という。)それぞれについての予備委員を置く。

2 予備委員の数は、選挙すべき所有者委員又は借地権者委員のそれぞれ半数(選挙すべき委員の数が1人の場合には、1人)を超えない範囲内で市長が定める。

3 土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号。以下「令」という。)第35条から第40条までの規定は、予備委員について準用する。

(当選人又は予備委員となるために必要な得票数)

第12条 令第35条第3項及び法第59条第3項の施行規程で定める数は、所有者委員又は借地権者委員の有効投票の総数を、選挙すべき所有者委員又は借地権者委員の数でそれぞれ除して得た数の10分の1以上とする。

(予備委員の就任の順序)

第13条 委員に欠員が生じた場合に予備委員が委員に就任する順序は、予備委員となることが決定した順序による。

(委員の補欠選挙)

第14条 法第60条第1項の施行規程で定める数は、所有者委員又は借地権者委員の数のそれぞれ2分の1とする。

(学識経験委員の補充)

第15条 学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員を生じたときは、市長は、速やかに補欠の委員を選任する。

第4章 基準地積の決定等

(基準地積の決定方法)

第16条 従前の宅地の基準地積（換地計画において換地を定めるときの基準となる地積をいう。以下同じ。）は、用地測量の結果に基づき、市長が決定する。

2 法第55条第9項の公告の日（以下「事業計画公告日」という。）後に宅地の分割があったときは、分割後の宅地の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を、分割後の宅地の登記地積（土地登記簿に記載された地積をいう。以下同じ。）で分した地積とする。

3 事業計画公告日後に宅地の合併があったときは、合併後の宅地の基準地積は、合併前の宅地の基準地積を合計した地積とする。

4 事業計画公告日後に登記された宅地、境界が確定しない宅地その他前3項の規定により難い特別の事情がある宅地の基準地積は、前3項の規定の例により、市長が決定する。

(基準地積の更正)

第17条 基準地積が決定された宅地の所有者は、その決定に不服があるときは、市長が定める期間内に、書面を提出して、基準地積の更正を申請することができる。

2 前項の申請があった場合において、当該申請に理由があると認めるときは、市長は、その基準地積を更正しなければならない。

(所有権以外の権利の目的となる宅地の地積)

第18条 所有権以外の権利の目的となる宅地の地積は、法第85条第1項の申告のあった地積、同条第3項の届出のあった地積又は登記地積による。ただし、申告のあった地積、届出のあった地積又は登記地積が基準地積と整合しないときは、市長が決定した地積による。

第5章 清算

(清算金の算定方法)

第19条 宅地及び宅地の上に存する権利の評定価額（清算金の額を定めるときの基準となる価額をいう。以下同じ。）は、法第65条第3項の規定による評価の結果に基づき、市長が決定する。

2 換地を定めた場合において徴収し、又は交付すべき清算金の額は、従前の宅地又は宅地の上に存する権利の評定価額に、従前の宅地の評定価額の総額に対する換地の評定価額の総額の割合（次項において「比例係数」という。）を乗じて得た価額と、換地又は換地の上に存する権利の評定

価額との差額に相当する額とする。

- 3 換地を定めない場合において交付すべき清算金の額は、従前の宅地又は宅地の上に存する権利の評定価額に比例係数を乗じて得た価額に相当する額とする。

(清算金の分割徴収及び分割交付)

第20条 法第110条第2項の規定により分割徴収し、又は分割交付することができる期間は、清算金の額に応じ5年を超えない範囲内で市長が定める期間とする。

- 2 令第61条第1項の施行規程で定める率は、法第103条第4項の公告の日の翌日における法定利率とする。

(延滞金)

第21条 市長は、督促を受けた者が督促状で指定する期限までに督促に係る清算金の額（以下「督促額」という。）を納付しないときは、当該期限の翌日から納付する日までの日数に応じ、督促額に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

- 2 市長は、災害その他特別の事情により必要があると認めるときは、前項の延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第6章 雑則

(所有権以外の権利の申告及び届出の受理の停止)

第22条 法第85条第1項の申告及び同条第3項の届出は、次に掲げる期間受理しない。

- (1) 令第55条の2において準用する令第3条の公告の日から法第103条第4項の公告の日まで
- (2) 借地権に係る申告又は届出にあつては、令第19条の公告の日から起算して20日を経過した日の翌日から令第22条第1項の公告の日まで

(換地処分の特例)

第23条 換地処分は、市長が必要があると認めるときは、換地計画に係る区域の全部について工事が完了する以前においてもすることができる。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。